

東京大学地震研究所彙報規程

平成元年 12 月 4 日制定

平成 10 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 12 月 22 日改正

令和 4 年 1 月 20 日改正

令和 5 年 1 月 19 日改正

令和 8 年 3 月 19 日改正

1. 地震研究所彙報

地震研究所彙報には、地震研究所で行われた共同利用を含む研究の成果をもとにしたオリジナルな学術論文（論説）、研究成果を総覧し総合的にまとめたもの（総説）、公開データに関する情報を記述したもの（データ論文）を掲載する。特に、長文の研究業績、その他発表するに適切な専門誌のない論文及び報告を推奨する。

2. 投 稿

原稿は、別に定める「地震研究所彙報原稿作成要領」にしたがって作られたもので「地震研究所彙報投稿票」を添付して提出するものとする。

3. 地震研究所以外からの投稿

地震研究所教職員等以外のものが論文等を投稿する場合は、地震研究所教員の紹介を必要とする。

4. 査 読

学術報告委員（会）は、地震研究所内外の適当な研究者に査読を依頼し、査読結果に基づき、内容の改訂、表現の変更、不備な図や写真の修正等を著者に求めることができる。学術報告委員会で検討した結果、大幅に訂正する必要があると認められた原稿は、著者に返却されることがある。

5. 論文等の構成

論文等は、和文または英文とし、表題（著者名、所属機関名を含む）、英文要旨、本文、文献の順で構成する。

6. 校 正

(a) 論文等の校正は、その著者が自らの責任で行う。著者が出張などで不在になる場合

には、校正の代行者又は送り先を明らかにしておくこと。

- (b) 各著者は校正刷の入手後 10 日以内に校正を終え返却すること。
- (c) 校正の段階で、文章用語その他の改変は原則として認めない。
- (d) 著者校正は初校のみとする。

7. 公開・発行

- (a) 地震研究所彙報は地震研究所ホームページ・UTokyo Repository 等のオンラインで論文等を公開する。ただし、必要に応じて冊子を作成することがある。
- (b) 論文等は、受理された順に公開する。
- (c) 編集上の判断により別冊を発行する場合がある。

8. 著作権等

- (a) 地震研究所彙報に掲載された論文等の著作権は地震研究所に帰属する。
- (b) 地震研究所は、当該論文等および当該論文等に含まれる図表・写真等の第三者の利用について、許諾を行うことができる。
- (c) 地震研究所彙報に投稿または出版済みの原稿について、著者による以下の行為は妨げない。
 - ・非営利目的での電子的公開（プレプリントサーバー、機関リポジトリ、個人のホームページ等での公開）
 - ・印刷したものを第三者に配付すること

9. 事務的連絡

投稿、編集、出版に関する事務的連絡は、すべて下記宛に行うこと。

〒113-0032 東京都文京区弥生 1-1-1
東京大学地震研究所
学術報告委員会
E-mail: scirep@eri.u-tokyo.ac.jp